



苦しむ人々を救いたい。命のバトンを未来へ。



赤十字は、動いてる! with You

赤十字活動資金へのご協力をお願いします。



ごあいさつ

平素は、赤十字事業の推進に格別のご支援、ご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本赤十字社では、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守るという使命のもと、災害発生時には、いち早く全社を挙げて被災者への医療救護や救援物資の配分等、様々な活動を行っております。

とりわけ、和歌山県支部では、こういった活動に加え、近い将来、高い確率で発生し、甚大な被害を及ぼすとされている「南海トラフ地震」に備え、災害救護訓練、救護班員の養成・研修、救護資材の整備や防災・減災セミナーの開催等の活動を日々進めているところです。

これらの日本赤十字社の活動を推進していくためには、皆様方からの継続的なご支援が必要不可欠となります。

何卒、赤十字の趣旨をご理解いただき、活動資金へのご協力をお願い申し上げます。

日本赤十字社和歌山県支部長

日本赤十字社では、人道のもと、このような活動を行っています。



国内災害救護



国際活動



救急法等の講習



青少年赤十字



赤十字ボランティア



日本赤十字社の活動にご協力頂いた場合は、下記のとおり「**税制上の優遇措置**」や「**表彰制度**」を設けております。



税制上の優遇措置（寄付金控除等）

赤十字の活動資金にご協力頂いた場合は、税制上の優遇措置が受けられます。

個人：確定申告することで、所得税や住民税※の控除が受けられます。

※和歌山県では、他府県では殆ど適用されていない住民税（県民税及び市町村民税）の控除が適用されます。その年に支出した寄付金の合計額から2千円を差し引いた額の4%が寄付者のその年の県民税額から控除され、更に6%が寄付者のその年の市町村民税から控除されます。

法人：寄付金の額を損金に算入することができます。

表彰制度

【日本赤十字社の表彰制度】

区別	表彰基準
銀色有功章	一時又は累計で、20万円以上を納められた個人・法人等
金色有功章	一時又は累計で、50万円以上を納められた個人・法人等
日本赤十字社社長感謝状	金色有功章受章後、一時又は累計で、50万円以上を納められた個人・法人等

【国の表彰制度】

区別	表彰基準
厚生労働大臣感謝状	一時又は同一年度内に累計で、100万円以上を納められた個人、又は300万円以上を納められた法人
紺綬褒章	一時又は分納により、500万円以上を納められた個人、又は1,000万円を納められた法人



銀色有功章



金色有功章（個人）



社長感謝状



厚生労働大臣感謝状



紺綬褒章

【お問い合わせ】 ご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。